一般社団法人日本家具保証協会
合法性・持続可能性の証明に関する事業者認定実施要領

（目的）
第１条 本実施要領は、一般社団法人日本家具保証協会（以下「法人」）が平成 18 年 9 月 8 日に作成し、公表した「違法伐採対策に関する一般社団法人日本家具保証協会 行動規範」（以下「行動規範」）で規定する「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領」（以下「実施要領」）の内容を定めるものである。
（認定の対象）
第２条　林野庁が平成 18 年 2 月 15 日に公表した「木材・木材製品の合法性。持続可能性の証明のためのガイドライン」に示された「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法」により、本法人の合法木材供給認定事業体（以下「認定事業体」）として、木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明を行おうとする事業体は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。
（合法木材供給事業者認定申請）
第３条　本実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は、別記１で定める「合法木材認定事業者申請書」を提出する。
２．申請時にかかる手数料は、別表の通りとする。
（審査及びその結果の通知）
第４条　審査は、書類提出または事業所調査を行い、本法人審査委員会で審査し、その結果を申請者に通知する。
（合法木材供給事業者の認定要件）
第５条　認定された事業者は、次に掲げる要件を充たさなければならない。
【分別管理】
（１）合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品（以下「合法材」）とそれ以外の木材・木材製品（以下「非合法材」）を事業所ごとに分別して保管する事が可能なシステムを確立していること。
（２）入出荷・加工・製造・保管の各段階において合法材と非合法材が混在しないように取り決めがあり、分別管理が実施されていること。
３．記録管理
（１）合法材の入出荷・在庫、に関する情報が記録されていること（チェックシート等の記録）
（２）証明書の保管を含め、管理上必要な書類が 5 年間保存していること。
４．責任者
（１）この管理の責任者及び担当者を１名以上設け、明確にすること。

（認定書の交付）
第６条　本法人は、認定された事業者に対し、事業者認定書を交付し、事業者登録を行うとともに、その情報を公表する。
２．認定書の有効期間は、別表の通りとする。
（証明書の発行）
第７条　認定された事業者は、証明材の出荷にあたって証明書を作成し、出荷先に引き渡すものとする。
２．証明書の様式は、別に定める「合法性・持続可能性の証明書」、又は納品書等に証明に必要な事項を追記することで証明書に代えることができる。
（取扱い実績報告）
第８条　認定された事業者は、別に定める証明材の取扱実績報告書により、前年度分の実績を各年度終了後、３カ月以内に本法人に報告する。
（立入検査）
第９条　本法人は、必要に応じて認定した事業者に証明材の取扱いが適正であるか調査することができるものとする。
２．認定された事業者は、本法人から調査を行う旨の通知を受理したときは、必要な情報を提供しなければならない。
（認定の取り消し）
第 10 条　本法人は、認定した事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。
（１）認定した事業者が認定の要件を充たしていないと確認できたとき
（２）証明書の記載事項等に虚偽があったとき
（３）認定した事業者自ら取り消しの届けがあったとき
２．本法人は、前項の（２）（３）の要件で取り消しをしたときは、取り消し通知を送付するものとする。
（改廃）
第 11 条　この規程の改正及び廃止は、理事会の決定による。

付則１　この規程は、平成 18 年９月８日から施行する。
付則２　この規程は、平成 28 年５月 17 日から施行する。
付則３　この規定は、令和６年９月 18 日から施工する。
付則４　この規程の改正により、新規定は令和６年９月 18 日以降に発生した事案に適用する。改正前の規程は同日以前に発生した事案に引き続き適用する。